二〇　登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件　一〇　一〇　六
二一　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程等の一部を改正する告示　一〇　27　三四
二二　エックス線装置構造規格の一部を改正する件　一〇　27　四一
二三　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件　一八　三
二四　労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件　一九　33　二五
二五　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示　一九　33　二七
二六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一九　33　二八
二七　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　二〇　四
二八　診療報酬の算定方法の一部を改正する告示　二〇　34　二
二九　入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示　二〇　34　五
三〇　診療報酬の算定方法の一部を改正する告示　二〇　34　六
三一　基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示　二〇　34　一〇
三二　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示　二〇　34　一一
三三　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件　二〇　34　一二
三四　次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める表示の全部を改正する件　二〇　34　一四
三五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件　二〇　34　一七
三六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　二五　四
三七　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件　二六　37　七
三八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二六　37　三二
三九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　二六　37　三二
四〇　厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　二七　二
四一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二八　五
四二　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　二八　40　一二
四三　令和七年度の献血の推進に関する計画を定める件　二八　40　一三
四四　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二八　40　一四
四五　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　二八　40　一四
四六　厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件　二八　40　一六
四七　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二八　40　一八
四八　日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件　二八　40　一九
四九　健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件　二八　40　一九
五〇　船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可した件　二八　40　一九
〇厚生労働省、経済産業省、環境省
一　デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項　一八　特4　二
〇農林水産省
二一〇五―保安林の指定をする件　三　五
二一一　地すべり防止区域を追加指定する件　三　六
二一四　農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件　三　六
二一五　令和八年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件　三　六
二一六　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　三　21　一